

(平成21年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

石川国民年金 事案240

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

昭和57年11月30日に県外から転入し、町役場で国民年金に係る住所変更の
手続をした。その際に、国民年金保険料の納付書を発行してもらい、毎月納
付書により納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは
納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月に国民年金に加入し、満60歳になるまで、申立期
間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付しており、
申立人の国民年金保険料の納付意識が高かったものと推認される。

また、昭和57年の県外からの転入の際にも、国民年金に係る住所変更手続
は適切に行われており、転居後、それまでの住所地で納付できなかった3か
月分の保険料を転入先の住所地で納付していることから、転入直後の申立期
間について未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、転入後の国民年金保険料の納付について、納付方法、
納付金額等も明確に記憶している上に、保険料の未納につながる周辺事情も
見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案 241

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

昭和47年か48年ごろに市役所で国民年金の加入手続をした後、妻が36年4月までさかのぼって国民年金保険料を一括納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月に払い出され、その際に36年4月までさかのぼって被保険者資格が取得されたものであり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち45年6月以前の期間は時効により保険料が納められない期間となる。

さらに、申立人が記憶している一括納付の国民年金保険料額は、申立期間すべてについて、その後に実施された第2回目の特例納付を行った場合の金額と大きくかい離するとともに、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納めた保険料は1年分であったと記憶しており、昭和36年4月までさかのぼって納付したとする申立てと相違する。

加えて、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに、申立人の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から43年3月まで

婚姻後、義父と一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続をした。その後はおおむね3か月ごとに市役所で国民年金保険料を納付していたはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立期間について自ら市役所で国民年金保険料を納付していたとしているが、納付時の状況についての記憶はあいまいである。さらに、申立人は申立期間に係る国民年金手帳を所有しているが、昭和43年度以降の印紙検認記録欄には保険料の納付が確認できる検認の押印があるのに対し、申立期間である41年度及び42年度については検認の押印は無い上、申立人には過年度納付によってさかのぼって納付した記憶も無い。

加えて、申立期間については申立人の夫も国民年金保険料が未納となっているほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。